

## 屋久島環境文化村構想協働事業に関する包括連携協定書

公益財団法人屋久島環境文化財団（以下「甲」という。）と一般社団法人鹿児島県情報サービス産業協会（以下「乙」という。）は、屋久島環境文化村構想（以下「本構想」という。）推進における協働事業の実施について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 協働事業は、甲及び乙が互いの資源や魅力を活かし、先端技術を活用した、より豊かな、より便利な未来志向の事業に共働して取り組むことにより、もって社会的課題を解決し、本構想をより強力に進めることを目的として実施する。

### （協働事業）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、互いの価値を認め、立場を尊重し合い、誠意をもって積極的に協働事業を行うことに努める。

2 協働事業の内容は、次に掲げるものとする。

- （1）本構想推進に資する情報発信の充実強化に関すること。
- （2）本構想推進に資する ICT 分野の教育・啓発に関すること。
- （3）本構想推進に資するデジタルトランスフォーメーションに関すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、本構想推進に関すること。

3 前項に定める協働事業の具体的な内容及びその実施方法や実施費用等については、甲及び乙協議とする。

### （確認事項）

第3条 甲及び乙は、この協定の締結が、甲が乙以外の者と連携し協力すること並びに乙が甲以外の団体と連携し協力することを妨げるものではないことを確認する。

### （協定の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかがこの協定の内容の変更を申し出たときは、協議の上、この協定の変更を行うものとする。

### （協定の解約）

第5条 甲又は乙は、本協定を解約しようとする日の3月前までに解約の意思表示を相手方に行い、協議の上、この協定を解約できる。

### （協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙で協議の上、定めるものとする。

(雑則)

第7条 甲及び乙は、協働事業を円滑に推進するため、協働事業の連絡調整に係る担当部署を各自定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙において署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5（2023）年2月9日

甲 鹿児島県熊毛郡屋久島町宮之浦 823 番地 1  
公益財団法人 屋久島環境文化財団  
理事長

乙 鹿児島県鹿児島市名山町 9 番 15 号  
一般社団法人 鹿児島県情報サービス産業協会  
会長